

平成28年12月
滋賀県信用組合

副印鑑廃止のお知らせ

平素は、当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、副印鑑（通帳表紙裏面に貼られているお届け印）によるお届け印の偽造に伴う不正払戻しを防止し、お客さまの大切な財産をお守りするため、副印鑑を廃止いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

1. 廃止日

平成28年1月4日

2. 副印鑑の取りはがし

- 現在ご利用いただいている通帳につきましては、窓口をご利用の際に、通帳から副印鑑を取りはがす手続きをさせていただきます。
- 副印鑑は、通帳とは別保管していただくか、処分していただきますようお願いいたします。
- 新規口座を開設いただく場合や通帳繰越の際には、通帳への副印鑑の貼付は行いません。

- 当組合本支店で払戻しを可能としている預金につきましては、今後は副印鑑がなくても、本支店で払戻しができます。
- ただし、システム登録手続きのため、口座開設、改印等の場合は、受付日から1週間は口座開設店以外の窓口での払戻しはできませんのでご了承ください。

以上